**仕様書**

**１　基本事項**

1. 件名　成田市園務管理システム借上業務
2. 目的

成田市が運営する保育園における園務管理システムを導入することにより、保育園の利用者の利便性を向上させるとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、保育の質向上や職員の就業環境の改善を図ることを目的とする。

1. 業務内容

保育業務を支援する「園務管理システム」の導入・運用及び保守を行う。また、システム運用に必要となる端末等の整備も行う。

1. 契約期間

導入期間:契約締結日の翌日から令和4年12月までを目途に実施

本稼働：令和5年1月１日～令和9年3月31日（長期継続契約）

※ただし、本稼働が遅れる場合は協議のうえ、本稼働日を決定するものとする。

1. 支払い方法

令和5年1月1日から令和9年3月31日までの51か月を、毎月の完了後均等払いとする。ただし、導入初期費用は、導入年度中に合算して一括にて支払うものとする。

1. 調達範囲

システム導入に係る調達範囲は、本システムの利用にあたって必要となるシステム資産の調達や委託作業、Wi-Fi設備構築を含めるものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他使用許諾を得ることとする。

【システム構成イメージ図】赤枠が調達範囲及び接続先となる。



1. 対象保育施設

成田市保育所13か所

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 保育所名 | 住所 | 定員数 | タブレット台数 | 登降園端末台数 | アクセスポイント数 |
| 1 | 長沼保育園 | 成田市長沼495－3 | 40 | 5 | 1 | 4 |
| 2 | 松崎保育園 | 成田市松崎2163－1 | 40 | 5 | 1 | 4 |
| 3 | 小御門保育園 | 成田市名古屋1144-1 | 60 | 6 | 1 | 4 |
| 4 | 橋賀台保育園 | 成田市橋賀台2－23－1 | 165 | 6 | 2 | 4 |
| 5 | 赤荻保育園 | 成田市赤荻1042 | 50 | 6 | 1 | 3 |
| 6 | 中台保育園 | 成田市中台3-5 | 174 | 6 | 2 | 7 |
| 7 | 吾妻保育園 | 成田市吾妻2－7 | 156 | 6 | 2 | 5 |
| 8 | 新山保育園 | 成田市加良部4-24 | 150 | 6 | 2 | 7 |
| 9 | 高岡保育園 | 成田市大和田156 | 90 | 6 | 1 | 8 |
| 10 | 玉造保育園 | 成田市玉造3－3 | 190 | 6 | 2 | 7 |
| 11 | 大栄保育園 | 成田市一坪田406-1 | 170 | 6 | 2 | 6 |
| 12 | 中台第二保育園 | 成田市中台1－5 | 150 | 6 | 2 | 5 |
| 13 | 赤坂保育園 | 成田市赤坂2－1－1 | 180 | 6 | 2 | 5 |
| 計 | - | - | - | 76 | 21 | 69 |

※回線終端装置、ルータは各園１台ずつとする。

※スイッチはNo6、8、9、10、11の園は2台ずつ、それ以外は１台ずつとする。

※アクセスポイントの台数は、現地調査の結果によっては変更可能なものとする。

1. 成果物

本件における成果物は下記の通りとする。

ア　本件業務委託実施に伴うシステム一式（ソフトウェア、ハードウェア、

　　ネットワーク）

イ　導入計画書

ウ　導入作業報告書

エ　機器仕様書

オ　MDM環境設定シート

カ　システム操作マニュアル

1. 留意事項

　　ア　本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項については、別途協議の上、進めるものとする。疑義が生じた場合についても同様とする。

　　イ　受注者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例などを遵守し、情報の取り扱いには十分注意し、本業務で知りえた市の機密事項、稼働中の他システムの情報について、守秘義務を遵守すること。

　　ウ　再委託先がある場合は、受注者の責任において管理・監督を行うこと。また、その際は守秘義務を遵守する契約を締結していること。

　　エ　発注者が提供する資料については、原則、貸し出しとし、特に指示がない場合、運用開始日までに返却すること。また、発注者の許可なく当該資料の複写及び第三者の提供はしないこと。

　　オ　本システムの各機能の運用開始日から起算して１年以内に契約不適合（プログラムのバグ、設計段階に考慮したものの未実装または実現できていないもの）が確認された場合、受注者の責任において修復等の作業を無償で迅速かつ誠実に実施すること。

　　　　なお、運用開始後１年を経過した後でも、受注者の故意又は重大な過失に起因するものについては、上記と同様の扱いとする。

　　カ　本仕様書の記載事項は、「提案に含めない」・「本件とは別に」等の特段の断りがない限り、その実現にかかる費用は本提案の範囲に含めること。

　　キ　本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは定めていない要件が発生した場合、市と協議の上、対応等を決定することとする。

２　機器内容及び通信仕様

1. 賃貸借物件要件

本件における賃貸借物品を下記に示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 物件 | 数量 |
| 機器 | A.タブレット端末 (Wi-Fiモデル) | 76台 |
| B.登降園用端末（タブレット使用による代替提案も可とする） | 21台 |
| ソフトウェア | MDM | 76ライセンス※Bがタブレットの場合は97ライセンス |

また、想定する機器等を下記に示す。代替品による提案も可だが、その際は下記に要求するスペック等を原則満たしているものでなければならない。

ア　タブレット端末（Wi-Fiモデル）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Apple社iPad（10.2インチ）の第9世代相当とし、必要なスペックは以下の通りとする。

なお、同等品も可とするが、その場合も以下に記載する機能を満たしていることを提示し、発注者の承認を受けること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 筐体 | タブレット（Wi-Fiモデル） |
| CPU | A13 相当 |
| ストレージ | 64GB |
| ディスプレイ | 10.2インチ以上、Retinaディスプレイ相当であること |
| 通信機能 | Wi-Fi（802.11a/b/​g/n/ac）、デュアルバンド（2.4GHz/5GHz）、MIMO対応HT80、IEEE802.1x 認証に対応していること。Bluetooth v4.2 に準拠していること。 |
| OS | Apple iPad OSであり、納品時点で最新の安定稼働OSバージョンであること。 |
| バッテリー | 納品時で8時間以上動作可能であること。 |

イ　タブレット関連備品

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| ケース | 落下時の耐衝撃に優れたケースであること。ケースを装着した状態で充電、カメラ撮影が可能であること。 |
| 保護フィルム | 9H 硬度以上のガラスフィルムであること。 |

ウ　MDMサービス

タブレット端末の管理やアプリケーションの制御を行うために利用し、必要なスペックは以下のとおりとする。なお、管理運営は受注者の責任において対応すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 基本機能 | iPad OS の管理に対応していること。 |
| 情報管理 | 以下の基本的な管理が行えること。 ・登録されているデバイスの管理状況の一覧化 ・アプリケーションの自動適用や削除時の再インストール強制 |
| リモートワイプ | 遠隔から端末の初期化（工場出荷時へのリセット）が可能であること。 |
| アプリケーション制御 | 不要なアイコンの強制削除、非表示が行えること。 スクリーンショット機能やカメラ機能の無効化が行えること。 |
| リモートロック | 遠隔から端末のロックが可能であること。 |
| OSアップデート管理 | iPad OSのアップデートについて、アップデートの通知や最大90日間のアップデート抑止が行えること。 |
| 外部メディア制御 | 有線接続等によるデータ出力を禁止できること。 |

エ　Wi-Fi接続機器(ルータ)

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 有線LAN:インターネット規格 | IEEE802.3an(10GBASE-T)、IEEE802.3bz(5GBASE-T,2.5GBASE-T)、IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX) |
| 有線LANインターネット伝送速度 | 10G / 5G / 2.5G / 1000M / 100Mbps(オートネゴシエーション) |
| アクセス方式 | CSMA/CD |
| 有線LAN：スイッチングHub規格 | AN1～LAN4: IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX)、IEEE802.3(10BASE-T)LAN5: IEEE802.3an(10GBASE-T)、IEEE802.3bz(5GBASE-T,2.5GBASE-T)、IEEE802.3ab(1000BASE-T)、IEEE802.3u(100BASE-TX) |
| 有線LAN：スイッチングHub スイッチングデータ転送方式  | ストア＆フォワード |
| 管理プロトコル | SNMP(v1/v2c/v3/Trap) |
| 規格 | VCCI Class B |
| 動作保証環境 | 温度 0～50°C湿度 10～85%  |

オ　Wi-Fi接続機器(スイッチ)

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 伝送速度(規格値) | 10Mbps (10BASE-T) 、 100Mbps (100BASE-TX) 、1000Mbps (1000BASE-T)に対応していること |
| 有線 LAN インターフェース | 8 ポート以上を有していること |
| 端子形状 | RJ-45 型8極端子 |
| PoE 規格 | IEEE802.3af(PoE)、IEEE802.3at(PoE+)以上に対応していること |
| セキュリティ機能 | ・ループ防止機能を有していること |
| 動作保証環境 | 温度 0～50°C湿度 10～85%  |

カ　Wi-Fi接続機器(アクセスポイント)

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 無線LAN 規格 | IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上に準拠していること |
| データ転送速度(理論値) | 最 大 866Mbps ( IEEE802.11ac )、 最 大 400Mbps( IEEE802.11n )、 最 大 54Mbps ( IEEE802.11a 、IEEE802.11g)、最大 11Mbps(IEEE802.11b) |
| サポート機能 | 電波干渉に対して回避機能を有していること |
| 有線 LAN インターフェース | PoE 受電に対応するポートを有していること |
| 給電方法 | AC 電源、及び PoE に対応していること |
| 取り付け方法 | 壁、もしくは卓上設置に対応できること |
| セキュリティ機能 | ・WPA2、及び WPA3 に対応し暗号化として AES に対応していること・他者からの接続を防ぐため、ステルスモードを使用すること |
| リピーター機能 | 対応すること |
| 動作保証環境 | 温度 0～50°C湿度 10～85%  |

キ　キッティング

　　タブレットの画面には保育ICTアプリ、写真、設定、カメラ等の必要最低限のアプリのみ残し、他アプリは非表示とすること。

ク　登降園端末

P１記載の【システム構成イメージ図】の環境下において、「要求機能確認表」の登降園管理機能をみたすための端末を手配すること。なお、登降園管理機能における打刻操作のため、二次元コード読み取りやタッチパネル等による対応を想定しており、必要に応じてこれらの機能に対応するための周辺機器を用意すること。端末は、外部メディア接続による端末内情報の持ち出しができないように設定すること。

1. 機器設定・設置要件

ア　セットアップ

1. 共通仕様

・セットアップ後はテストを行い、正常に稼働するかの確認を行うこと。

・環境設定時には設定に必要な項目一覧を提示し、それに対して発注者が指示する内容でインストール・設定を行うこと。

1. タブレット端末

・起動確認、初期設定、パスコード設定など使用可能な状態となるまでの各種設定作業を行うこと。 また、パスコード等は一覧を作成し、発注者に提出すること。

・MDMサービスによりポリシーを適用し、業務に必要のないアプリケーションや機能

及び操作の制限を行うこと。

イ　設置・動作確認

1. 調達したタブレット端末等を所定の場所に設置すること。
2. 機器の設定やインターネット環境への接続に必要な配線作業をする場合は、発注者に了承を得た上で行うこと。
3. 納入前に、正常動作及び接続について確認すること。

ウ　賃貸借期間満了後の撤去

賃貸借期間満了後は、発注者の要望があれば賃貸借物件を無償で発注者へ譲渡するものとし、譲渡対象ではない機器は受注者の負担において調達機器及び消耗品の撤去を行うこと（想定する譲渡品目：Wi-Fi設備一式）。なお、撤去する作業日については、別途協議の上決定するものとする。また、撤去する際には、機器に搭載されている記憶媒体のデータが読み取り・復活できないように本市職員の立会いのもと消去し、機器引き取り証明書及びデータ消去作業報告書を発行すること。

1. 端末保守要件

ア　機器故障時の原因調査，復旧支援，代替機の発送などを行うためのサポート体制を明確にすること。

イ　賃貸借期間中に新機種の発売等でモデルチェンジが行われた場合であっても、保育アプリケーションが正常に作動するよう、保守・運用を行うこと。

ウ　故障発生時、原則は発注者からの申告日から1週間を目安に代替機を先行して届けること。

エ　ただし、次に掲げる事項については、本仕様書に基づく保守業務の対象外とすることができる。

1. 発注者側の故意又は重大な過失により発生した故障
2. 災害等、賃借人又は賃貸人いずれかの責めに帰することができない事由により発生した故障
3. その他、疑義が生じた際は、発注者と受注者双方の協議により決定するものとする。

**３　システム内容**

1. 基本要件

ア　定期的なバージョンアップ(機能拡張)を図るため、ASPサービスの形態で提供すること。

イ　データは端末側で保存せず、クラウド側で保持すること。

1. 機能要件

　　ア　本システムに要求する機能について、主な機能として「①保育に関する計画・記録に関する機能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能、③保護者との連絡に関する機能」を必須とし、そのほかに求める機能として「要求機能確認表」を参照すること。

　　イ　「要求機能確認表」における各項目についての対応（標準対応、カスタマイズ対応、運用回避、提供時期等）を「要求機能確認表」に記入し、提示すること。

　　ウ　要求機能確認表に記載がなくとも発注者に有益である機能については、評価の対象とするので、積極的に提案をすること。

　　エ　要求機能への対応状況は、第二次審査において、発注者が確認・評価を行うものとする。

1. 非機能（信頼性、可用性）要件

ア　LMGWANサーバの物理設備の認証は、JDCCのティア3相当以上を満たすこと。

イ　データは国内サーバに保存すること。

ウ　サーバ障害等によるデータ消去・破壊のリスクを低減させるため、サーバ、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。

エ　システムへの負荷を考慮し、最適となるようにバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようなシステムを構築すること。

オ　バックアップデータは業務上の必要性を加味した上で最低でも5日（5世代）取得できるよう構築すること。

カ　管理するデータが消失しないように適切に管理すること。

キ　データは5年間保存すること。

ク　バックアップ等の措置について提案書の中で提示すること。

1. セキュリティ要件

ア　通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については通信経路上の暗号化（SSL暗号化通信）を有すること。

イ　SSLバージョンは、TLS1.2以上であること。

ウ　運用者のアクセスはIP制限で、開発者のアクセスは専用線経由で行うこと。

エ　アカウント（ID）の発行を即時ででき、ID/パスワード等により利用者の識別を行う機能を設けること。

オ　コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するための対策を行わなければならない。

カ　アンチウイルスソフトウェアを活用する等により，不正プログラム対策を講じること。

キ　受託者はサイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じること（WAFやIDS等）。

1. ネットワーク要件

提供されるICTサービスへは、インターネット接続によって提供すること。なお、保育課端末からはLGWANでアクセスするため、LGWAN-ASPであること。

1. 動作環境

　下記環境で動作するシステムを提供すること。また、ブラウザ・OSの最新版がリリースされた際は、迅速にバージョンの変更に対応できるようにすること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 利用者 | 端末 | 要件 |
| 1 | 自治体職員施設職員 | PC | ・ブラウザ：Google Chrome(最新版）　　　　　　Microsoft　Edge(最新版）・OS：Windows10~ |
| タブレット | ・ブラウザ：Google Chrome(最新版）　　　　　　safari・OS：iOS13~ |
| 2 | 保護者 | スマートフォン | ・OS：iOS 12~、Android OS 9~ |
| PC | №1と同等とする |
| タブレット |

**４　導入期間内容**

1. スケジュールと費用請求に関して

導入のスケジュールは下記を想定すること。また、導入期間中は、初期費用以外のランニングコスト（アカウント費用、通信費等）の負担は受注者が負担するものとし、ランニングコストは、運用開始日令和5年1月1日より発生するものとする。また、機器納品・設置期間内に実運用時に使用する機器を納品・設置すること。設置後は提供するICTシステムの疎通を確認し、導入期間内で試験運用ができる状態にすること。初期費用は、導入年度中、機器納品後に請求することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 日時、期限又は期間 |
| 契約締結期限 | 令和4年9月30日（金） |
| 導入期間 | 令和4年10月3日（月）～12月31日（土） |
| 機器納品・設置期間 | 令和4年12月1日（木）～12月14日（水） |
| 運用開始 | 令和5年1月1日（祝）※実運用開始は令和5年1月4日（水）からを予定 |

1. 操作マニュアル

ア　運用開始までに操作マニュアルを作成し、提出すること。

イ　操作マニュアルは、ITの専門用語を使わず、ICT知識に乏しいものにも理解しやすいよう、画面キャプチャー及びデモ画面を用いてわかりやすく説明すること。

1. 研修

ア　研修は、導入期間内で実施すること。

イ　保育業務支援システムを使用するユーザーを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を発注者の指定する場所で集合研修を実施すること。

ウ　県外からの訪問が許されない状況となった際には、オンラインでの遠隔研修をする等、柔軟に対応すること。

**５　運用保守内容**

1. 基本要件

システムが安定的かつ有効的に利活用されるようサポートを行うこと。

1. 運用時間

24時間365日の運用とする。ただし、システムメンテナンス等のため、運用停止が必要となる場合は、事前に発注者へ申し入れること。

1. ヘルプデスク

ア　発注者からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。

イ　端末・ネットワークに関する問合せについても、一次受付は一括して受託事業者にて対応すること。

ウ　ヘルプデスクへの問い合わせは、平日 9:00～18:00で対応すること。

エ　電子メール等による問い合わせにも対応すること。

オ　電子メール等での問い合わせは、24時間受付とすること。ただし、受付内容への回答は翌営業日も可とする。

1. 障害対応

ア　障害対応窓口を設置すること。

イ　障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

ウ　初期対応として、速やかに原因調査をし、発生箇所（ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク）の切り分けを実施し、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。

エ　復旧までに時間を要する見込みの場合は、関係者に適宜状況を報告すること。

オ　情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。

カ　調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（動作確認等含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。

キ　現に発注者において障害が発生していない場合でも、発注者と同じシステムを導入している他団体で障害が発生した場合は、発注者への影響調査を実施し、必要な対処を実施すること。

1. システム保守

ア　システムのバージョン管理を行うこと。

イ　バージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を行うこと。

ウ　クライアントOSやブラウザ等のバージョンアップに対応をすること。

エ　システムのバージョンアップ版の適用時に影響を受けるカスタマイズ範囲について、リカスタマイズを行うこと。

オ　国の関係法令等従い、システムのメンテナンスを行うこと。

カ　上記バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

1. アクセス監視

アクセスログを3か月保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに発注者に報告し、必要に応じてアクセスログの開示をすること。

1. 契約の変更

契約期間中に、端末機器等の数の変更が必要となる場合は、速やかに協議を行い、変更契約を締結するものとする。

1. その他

契約終了時においては、発注者及び新たに事業者となるものに対して業者の円滑な引継ぎに必要な作業を支援すること。

業務及びデータ引継ぎに関わる具体的な内容については、発注者と事業者が協議の上決定するものとするが、原則CD-R、またはシステムからのデータ抽出（CSV等）での引き渡しを行うこととする。

**６　秘密の保持**

1. 情報等の取り扱いについて

受注者は、業務遂行上知りえた情報及び成果等について、発注者の承認を受けずに、これを本業務以外に使用してはならない。また、発注者の承認を受けずに第三者へ提供または公表してはならない。これは本契約終了後も同様とする。

1. データの取り扱いについて

受注者は、本業務完了後は、発注者の指示により補完するものを除き、発注者より受領したデータ等を速やかに発注者に返却しなければならない。また、クラウドサーバにおけるデータの消去について、受注者は確認し、発注者に報告すること。

**７　その他**

　　本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の責任において対応すること。